

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（仮称）骨子案」
に対するパブリックコメント結果

【募集期間】 令和2年1月22日（水）から令和2年2月4日（火）まで

【募集結果】 20名 61件（令和2年2月3日時点）

番号	該当項目	御意見の要旨
1	全般	・骨子案では条例を必要とする事実を説明していない。そのため、条例を制定する必要はない。
2	全般	・誤った認識から人権侵害につながる言動があった場合、周囲の人たちが同調せずにおかしいと言える社会を形成することが大切である。同和問題については、様々な取組により、すでにこの段階に達しているため、特別な対応をすべきではない。
3	全般	・女性差別や障害者差別、民族差別など多くの課題がある中で、なぜ、部落差別を特だしするのか。
4	全般	・同和地区を対象とした特別な施策をやめ、同和地区かどうかに関わらず、一般施策として、地域環境の整備や就労支援、貧困対策などで実施すべきである。
5	全般	・同和問題は解決に向かっていても関わらず、なぜ、同和関係者と一般住民を区別するようなことをするのか。 ・また、一般住民が差別者であるかのように取り扱われており、これ自体おかしいのではないか。
6	全般	・同和問題を政治に利用しているように思う。また、新たな差別を生じさせるような取組はしないでほしい。
7	全般	・社会問題として同和問題は解決しているため、条例の制定を検討する理由が分からない。
8	全般	・部落差別だけでなく全ての格差や差別について、総合的に解消するよう取り組むべきである。
9	全般	・条例の制定により、県が同和地区の出身者かどうかを決めることとなり、部落差別は解消されず、恒久化することになる。
10	全般	・結婚差別はなくなってきているのに、なぜ差別を助長するような条例を制定するのか。
11	全般	・部落問題は解決している。
12	全般	・時代の流れと逆行しているため、部落差別の解消に関する条例は必要ない。

番号	該当項目	御意見の要旨
13	全般	・骨子案では、個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みがあるといった全国の現状が記載されているが、和歌山県の現状が記載されていないため、全県的に条例を必要とする理由が分からない。
14	全般	・和歌山県が平成30年度に実施した人権に関する県民意識調査から、部落差別に関する県民の意識が改善し、部落差別の解消が進んできているため、全県的に条例を必要とする理由が分からない。
15	全般	・和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているにも関わらず、本条例を必要とする理由が分からない。
16	全般	・基本理念より、市町村は県と協力して部落差別の解消に取り組む主体であることが想定されている。 ・また、本条例と同様の趣旨の条例を制定していない市町村に対し、市町村の意図に反する行動を求めている。 ・県と市町村は対等の自治体であることから、地方自治法に違反するといった重大な疑義がある。
17	全般	・条例の制定により、県が同和地区の出身者かどうかを決めることとなり、部落差別は解消されず、恒久化することになる。
18	全般	・同和利権や同和特別行政の継続の責任を県民へ転嫁するものであり、同和問題の解決を遅らせるものである。
19	全般	・条例の制定により、県が同和地区の関係者かどうかを決めることとなり、部落差別は解消されず、永遠に残ってしまうのではないかと。
20	全般	・障害者差別や男女差別など様々な課題がある中で、部落差別のみを取り上げる必要はないと思う。
21	全般	・条例の制定により、県が同和地区の関係者かどうかを決めることとなり、新たな差別を作ってしまうのではないかと。
22	全般	・同和関係者と一般住民を区別することになり、同和問題解決のためにこれまで取り組んできた成果と逆行してしまうことになる。
23	全般	・条例の制定により、部落差別は解消されず、固定化され、差別意識を生むことになるのではないかと。
24	全般	・和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているため、本条例を制定する必要はない。
25	全般	・部落差別は基本的に解決しているため、条例は不要である。
26	全般	・様々な差別問題があるなかで、なぜ部落差別に特化した条例を制定するのか。
27	全般	・条例に基づいて部落差別に対応していくことで、部落差別は解消されずに、固定化・永久化することになる。

番号	該当項目	御意見の要旨
28	全般	・同和地区を対象とした特別対策をやめ、すべての住民を対象とした貧困対策や就労対策、子育て支援などの枠組みの中で実施すべきである。
29	全般	・人権尊重の社会づくり条例の中で必要な取組をしていくべきであり、部落差別のみを取り上げる必要はない。
30	全般	・部落差別だけでなく様々な人権侵害について、人権侵害は許さないといった対応を行っていくべきである。
31	全般	・和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているため、部落差別に特化した条例を制定する必要がない。
32	全般	・条例の制定により、部落差別は解消されず、新たな差別を生む可能性につながる。
33	全般	・部落差別は解消されているため、部落差別に関する条例は必要ない。
34	全般	・条例の制定により、差別意識を生み出し、部落差別が発生することになる。
35	全般	・条例の制定により、部落差別を残す計画なのか。
36	全般	・同和利権を残したままでは、差別意識はなくなる。そのため、行政は、県民の意識に責任を転嫁せず、同和利権の根絶を図るべきである。
37	部落差別の禁止	・部落差別の定義がなく、また第三者機関や裁判所の判決もない中で、県が一方的に部落差別を判断することには大きな問題があると考える。
38	部落差別の禁止	・インターネット上の人権侵害につながりかねない書き込みについては、個別具体的な実害を伴う人権侵害ではないため、条例で規制すべきではない。そのため、県は、県民からの相談に対し、法務局やプロバイダへの通報などの支援に徹するべきである。
39	部落差別の禁止	・インターネット上の書き込みは、匿名で、かつ個人を誹謗中傷するものが多い。このような状況の中で、部落差別の書き込みが相対的に多いといった分析を行っているのか。
40	部落差別の禁止	・インターネット上に人権を侵害する情報が書き込まれた場合、プロバイダ責任制限法により削除の申し出ができるのは侵害された被害者のみで、自治体から要請することはできない。そのため、本条例により、インターネット上の差別書き込みの対応はできないものと考える。
41	県民及び事業者の責務	・県民及び事業者に対し施策への協力を求めているが、県民や事業者の表現や内心の自由を侵害する恐れがあるため、県民及び事業者に対し、責務を規定すべきではない。
42	部落差別への取組	・市町村との適切な役割分担とは、どういうことなのか。 ・また、部落差別を行った者が勧告にも従わない場合には、罰則等を行わなくてよいのか。

番号	該当項目	御意見の要旨
43	部落差別への取組	・インターネット上に差別書き込みをした者については特定できない場合も多いと思われるが、県としてどのように取り組むのか。
44	部落差別への取組	・部落差別の解消の推進に関する法律の範囲を超え、差別禁止条項やそれに基づく行政処分を規定する場合には、地域性や広域性などの必要性を説明する必要がある。
45	部落差別への取組	・部落差別を行わないように促し、従わない場合には勧告すると規定しているが、部落差別の定義が不明である。
46	部落差別への取組	・部落差別への取組を実施するにあたり、部落を特定する必要があると思われるが、この行為は部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨に反するものと考えられる。
47	部落差別への取組	・国民一人一人の理解を深めることが部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨であり、強権的に勧告まで行うことを条例で規定することは、当該法律の趣旨に反するものと考えられる。
48	部落差別への取組	・本条例及び湯浅町部落差別をなくす条例の双方から、部落差別を行った者が二重に行政処分される可能性があり、このことは県民に対し多大な負担を強いるものである。また、和歌山県と湯浅町で部落差別における考え方の相違があることも考えられる。
49	教育及び啓発の実施	・同和問題だけを特別扱いして教育及び啓発を行うことは、同和問題の解決を妨げることになる。
50	教育及び啓発の実施	・同和問題における歴史上の事実を知ることは必要だと思うものの、同和問題は解決しているため、教育及び啓発を行う必要はないと思う。
51	教育及び啓発の実施	・憲法で保障されている法の下での平等に基づき、教育及び啓発のみを行えばよい。
52	教育及び啓発の実施	・条例の制定により、同和問題学習を学校教育に強要することになるのではないのか。
53	教育及び啓発の実施	・同和利権を維持するために啓発を実施しており、このために条例を制定するのではないのか。
54	相談体制の充実	・相談窓口を新設し、専門の職員を配置するのか。また、人的充実を行わない場合には、どのようにして相談体制の充実を図るのか。
55	部落差別の実態の把握	・部落差別の実態を把握することにより、同和地区の出身者かどうかを行政が規定することになるのではないのか。
56	部落差別の実態の把握	・部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨と異なり、本条例の実態調査は、同和地区や人を特定した調査も想定していると思われる。
57	その他（県民意見募集の手続き）	・骨子案ではなく、指導・勧告における相手方の権利保障、部落差別の定義などが示された条文による県民意見募集でなければ、条文の問題点を指摘できない。 ・また、骨子案の県民意見募集のみで条例案を県議会に提案するのであれば、条文の問題点の検討を与えない方法であり、実質的に県民意見募集の手続きを経していないものと考えられる。

番号	該当項目	御意見の要旨
58	その他（県民意見募集の手続き）	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案に寄せられた意見をもとに検討された内容をもとに、再度、県民意見募集を行うべきである。
59	その他（県民意見募集の手続き）	<ul style="list-style-type: none"> 条例の制定の必要性が適切に説明されていないことから、再度、県民意見募集を行うべきである。
60	その他（県民意見募集の手続き）	<ul style="list-style-type: none"> 条文を公表していないため、県民意見募集の手続きに不備がある。
61	その他	<ul style="list-style-type: none"> 県民や各団体から不正な実態が指摘されている公営住宅への入居や文化会館の利用などの対応についての見解を示すべきである。